

小樽商科大学附属図書館寄託図書取扱内規

平成19年12月21日

図書館運営委員会制定

第1条 小樽商科大学附属図書館が図書・雑誌等（以下「図書等」という。）の寄託を受ける場合はこの内規の定めるところによる。

第2条 小樽商科大学附属図書館が寄託を受ける図書等は教育研究上有用なものに限る。

第3条 小樽商科大学附属図書館が図書等の寄託を受けるに当っては寄託者との間に別紙様式の契約を取り交し，この契約内容に従って管理するものとする。ただし，必要により契約内容の一部を変更することを妨げない。

附 則

この内規は，平成19年12月21日から施行する。